

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

平成30年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数)	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 高等学校等教育職給料表	23
その8 中学校小学校教育職給料表	26
その9 公安職給料表	29
第4表 給料表別、年齢別人員分布	33
第5表 扶養親族数別職員数	35
第6表 管理職手当の支給状況	35
第7表 住居手当の支給状況	36
第8表 通勤手当等の状況	37
その1 通勤手当の支給状況	37
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	38
その3 交通用具の使用距離別職員数	39
第9表 職員数の推移	41
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	42
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (平成30年と平成20年との比較)	43

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	44
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	45
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	47
その1 給与比較の対象職種	47
その2 給与比較の対象外職種	55
その3 再雇用者	57

第15表	民間における初任給の改定状況	58
第16表	民間における定期昇給制度の状況	59
第17表	民間における家族手当の支給状況	60
その1	家族手当の支給状況及び配偶者に対する 家族手当の見直し予定の状況	60
その2	家族手当の手当額の定め方	60
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	61
3	生計費関係資料	
	平成30年4月の標準生計費算定方法	63
第19表	静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	64
第20表	家計指標の推移	65
4	労働経済関係資料	
第21表	労働経済指標	67
5	本県職員の給与水準関係資料	
第22表	平均給与月額 of 状況	69
第23表	平均給料月額により算出したラスパイレス指数の 全国順位	69
第24表	平均給与月額による全国順位	70
6	人事院勧告の概要	71

1 県職員給与関係資料

平成 30 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

平成 30 年 4 月 1 日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 30 年 4 月 1 日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可の有効期間中の者（計 1,217 人）及び再任用職員（608 人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号）

エ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 33 号）

オ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年静岡県条例第 20 号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、平成 30 年 4 月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、平成 30 年 4 月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県経営管理部 I C T 推進局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

再任用職員について、第 10 表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 30 年 4 月 1 日に在職する者について、第 1 表及び第 9 表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 37 号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年静岡県条例第 25 号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 14 年静岡県条例第 47 号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の調整額	教職調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,389 (6,382)	42.4 (42.3)	20.4 (20.4)	0.9 (0.9)	339,118 (340,553)	134 (137)	
研究職	357 (358)	43.2 (43.3)	20.2 (20.3)	1.1 (1.1)	397,023 (399,911)		
医療職(1)	26 (28)	44.9 (45.1)	21.2 (21.5)	0.7 (0.7)	476,265 (477,263)		
医療職(2)	290 (301)	39.6 (39.2)	16.7 (16.3)	0.6 (0.6)	334,392 (331,600)	2,170 (1,916)	
医療職(3)	111 (108)	41.9 (43.1)	19.3 (20.5)	0.2 (0.1)	345,103 (354,781)	678 (706)	
福祉職	102 (104)	38.6 (38.3)	15.9 (15.5)	0.9 (0.8)	324,044 (319,953)	40,279 (39,954)	
高等学校等 教育職	6,499 (6,537)	43.4 (43.6)	20.7 (20.8)	0.9 (0.9)	371,282 (372,835)	3,475 (3,404)	13,430 (13,491)
中学校小学校 教育職	9,377 (9,437)	42.7 (43.1)	20.1 (20.5)	0.7 (0.7)	359,903 (363,039)	910 (864)	12,546 (12,663)
公安職	6,178 (6,158)	38.0 (38.0)	17.2 (17.2)	1.2 (1.2)	327,474 (327,121)	49 (43)	
任期付研究員	(*)	(*)			(*)		
全職	29,329 (29,414)	41.8 (41.9)	19.6 (19.8)	0.9 (0.9)	351,188 (352,876)	1,264 (1,236)	6,987 (7,061)

(注) 1 ()内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特地勤務（～勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

3 全職欄の経験年数には、任期付研究員は含まれていない。

4 「*」は、調査実人員が1人であることを示す。

(平成 30 年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	30 年 4 月 29 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,888 (9,730)	13,694 (13,829)	8,432 (8,626)	6,269 (6,069)	377,535 (378,944)	99.6	61,446 (63,195)	438,981 (442,139)
11,874 (11,489)	15,367 (15,476)	6,434 (6,879)	9,271 (8,920)	439,969 (442,675)	99.4	48,998 (40,351)	488,967 (483,026)
8,654 (8,054)	88,409 (88,358)	67,638 (66,921)	10,696 (14,521)	651,662 (655,117)	99.5	204,424 (196,219)	856,086 (851,336)
6,879 (6,166)	13,005 (12,701)	3,747 (3,610)	7,977 (8,275)	368,170 (364,268)	101.1	41,058 (39,433)	409,228 (403,701)
1,883 (1,241)	13,387 (14,134)	3,122 (3,208)	3,943 (3,769)	368,116 (377,839)	97.4	56,047 (54,498)	424,163 (432,337)
9,093 (7,990)	13,816 (13,612)		11,493 (10,676)	398,725 (392,185)	101.7	80,042 (90,465)	478,767 (482,650)
9,656 (9,235)	14,847 (14,885)	3,362 (3,335)	7,235 (7,172)	423,287 (424,357)	99.7	30,665 (29,886)	453,952 (454,243)
8,201 (7,821)	14,337 (14,429)	5,672 (5,592)	5,214 (5,004)	406,783 (409,412)	99.4	18,346 (17,807)	425,129 (427,219)
12,917 (12,427)	13,079 (13,033)	2,401 (2,414)	6,623 (6,726)	362,543 (361,764)	100.2	85,231 (85,075)	447,774 (446,839)
	(*)			(*)		(*)	(*)
9,895 (9,518)	14,106 (14,169)	5,088 (5,109)	6,287 (6,183)	394,815 (396,152)	99.7	45,673 (45,479)	440,488 (441,631)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		139 (148)	49.2 (49.5)	30.9 (31.3)	1.1 (1.2)	341,789 (348,394)	1,932 (1,814)	
企 業 職		118 (117)	45.6 (45.5)	23.6 (23.4)	1.4 (1.4)	361,932 (365,325)		
静岡がんセンター	事 業 職	69 (66)	41.0 (41.4)	17.8 (18.4)	0.8 (0.8)	328,413 (333,510)		
	研 究 職	5 (7)	48.4 (50.8)	24.8 (27.7)	1.4 (1.4)	456,120 (473,746)		
	医 療 職 (1)	144 (144)	45.9 (45.3)	22.1 (21.6)	1.7 (1.8)	515,406 (512,324)		
	医 療 職 (2)	148 (143)	37.7 (37.4)	15.3 (14.9)	0.8 (0.8)	317,145 (313,055)		
	医 療 職 (3)	614 (596)	35.1 (34.8)	12.6 (12.2)	0.3 (0.3)	297,824 (294,437)	9,808 (9,792)	
	任期付企業研究員	7 (5)	52.9 (49.0)			445,259 (414,374)		
全 職		1,244 (1,226)	39.7 (39.6)	17.4 (17.4)	0.8 (0.8)	339,465 (339,095)	5,057 (4,979)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	30年4月 29年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
11,831 (12,930)	13,591 (13,845)		2,656 (3,403)	371,799 (380,386)	97.7	28,365 (29,320)	400,164 (409,706)
16,149 (14,308)	14,629 (14,683)	8,400 (8,472)	5,558 (5,792)	406,668 (408,580)	99.5	78,737 (69,624)	485,405 (478,204)
8,130 (7,909)	12,594 (12,817)	3,816 (4,997)	7,404 (9,165)	360,357 (368,398)	97.8	83,064 (77,739)	443,421 (446,137)
17,100 (14,714)	17,509 (18,072)		6,000 (8,572)	496,729 (515,104)	96.4	81,292 (70,120)	578,021 (585,224)
18,517 (17,726)	86,315 (85,695)	5,550 (5,550)	5,396 (5,188)	631,184 (626,483)	100.8	653,268 (652,836)	1,284,452 (1,279,319)
8,101 (7,385)	12,034 (11,855)		5,547 (5,497)	342,827 (337,792)	101.5	73,305 (66,817)	416,132 (404,609)
3,524 (2,862)	11,545 (11,395)	874 (900)	7,627 (8,426)	331,202 (327,812)	101.0	70,710 (75,944)	401,912 (403,756)
	16,474 (15,331)			461,733 (429,705)	107.5	52,031 (97,088)	513,764 (526,793)
8,220 (7,770)	20,889 (20,916)	2,082 (2,168)	6,308 (6,853)	382,021 (381,781)	100.1	135,106 (136,557)	517,127 (518,338)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,389 (6,382)	21.8 (21.7)	4,748 (4,700)	74.3 (73.6)	176 (186)	2.8 (2.9)
研究職	357 (358)	1.2 (1.2)	350 (352)	98.0 (98.3)	3 (2)	0.9 (0.6)
医療職(1)	26 (28)	0.1 (0.1)	26 (28)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	290 (301)	1.0 (1.0)	274 (282)	94.5 (93.7)	15 (18)	5.2 (6.0)
医療職(3)	111 (108)	0.4 (0.4)	108 (106)	97.3 (98.1)	3 (2)	2.7 (1.9)
福祉職	102 (104)	0.3 (0.4)	93 (95)	91.2 (91.3)	4 (4)	3.9 (3.9)
高等学校等 教育職	6,499 (6,537)	22.1 (22.2)	6,227 (6,262)	95.8 (95.8)	217 (225)	3.4 (3.4)
中学校小学校 教育職	9,377 (9,437)	32.0 (32.1)	9,061 (9,106)	96.6 (96.5)	316 (331)	3.4 (3.5)
公安職	6,178 (6,158)	21.1 (20.9)	2,716 (2,716)	44.0 (44.1)	42 (44)	0.7 (0.7)
任期付研究員	0 (1)	(0.0)	(1)	(100.0)		
計	29,329 (29,414)	100.0 (100.0)	23,603 (23,648)	80.5 (80.4)	776 (812)	2.6 (2.8)

(注) () 内は、前年の調査結果である。

(平成 30 年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,430	22.4	35	0.5	4,370	68.4	2,019	31.6
(1,461)	(22.9)	(35)	(0.6)	(4,416)	(69.2)	(1,966)	(30.8)
4	1.1			286	80.1	71	19.9
(4)	(1.1)			(290)	(81.0)	(68)	(19.0)
				20	76.9	6	23.1
				(23)	(82.1)	(5)	(17.9)
1	0.3			138	47.6	152	52.4
(1)	(0.3)			(140)	(46.5)	(161)	(53.5)
				4	3.6	107	96.4
				(4)	(3.7)	(104)	(96.3)
5	4.9			52	51.0	50	49.0
(5)	(4.8)			(51)	(49.0)	(53)	(51.0)
54	0.8	1	0.0	3,824	58.8	2,675	41.2
(50)	(0.8)	(0)	(0.0)	(3,889)	(59.5)	(2,648)	(40.5)
				4,843	51.6	4,534	48.4
				(4,908)	(52.0)	(4,529)	(48.0)
3,420	55.3			5,662	91.6	516	8.4
(3,398)	(55.2)			(5,666)	(92.0)	(492)	(8.0)
				(1)	(100.0)	(0)	(0.0)
4,914	16.8	36	0.1	19,199	65.5	10,130	34.5
(4,919)	(16.7)	(35)	(0.1)	(19,388)	(65.9)	(10,026)	(34.1)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										8
3										1
4										3
5										
6										
7		1	6							
8		38	13	1						
9	6	12	2							
10	1	8	18							
11		3	3							
12	10	141	25	2						
13	2	10	8					1	4	
14	1	23	73						10	
15	2	5	2						3	
16	7	106	26	3					5	
17		6	6	1					3	
18	2	16	29	2					1	
19	2	10	6	1				1	1	
20	2	23	21	6					3	
21	1	10	8	2					1	
22	2	84	70	8					1	
23		3	9	7						
24	14	34	20	13						
25	4	2	4	6				6		
26	5	53	73	18				3	1	
27	5	2	13	10				5		
28	11	3	26	12				2		
29	149	3	5	9				13		
30	6	1	56	20			1	9		
31	4	1	10	14			4	6		
32	151	2	24	29			20	9		
33	5		4	17			6	9		
34	9	1	38	25			8	6		
35	3	1	14	10			45	9		
36	152	2	13	48	1		8	2		
37	24	1	10	27			26	1		
38	18		46	25			26	1		
39	4		19	10			10	1		
40	15		13	69			13			
41	4	2	6	29			14			
42	3		16	61		2	6			
43	2	1	6	41		1	3	1		
44	14		6	28	1		2			
45	1		7	22	2	2	3			
46	3	2	6	49	4	1	1			
47	1		2	30	1		3			
48			5	19		1	1			
49		1	2	24	1	3	1			
50		2	6	50	2	10				
51		1	3	32	9	43	7			
52			3	29	3	6	5			
53			2	24	3	31	5			
54			4	60	4	8	2			
55		1	1	39	10	37	3			
56			3	31	12	24	1			
57			4	33	14	23	1			
58			1	54	7	29				
59			5	55	18	34	1			
60			2	35	15	29				
61			1	29	13	15	3			
62			1	45	14	22				
63			2	44	16	33				
64			1	25	12	11				

(平成 30 年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65			3	28	22	6				
66			3	31	8	7				
67			1	74	19	5				
68			2	25	19	9				
69			2	24	37	2				
70			4	19	11	5				
71			2	57	12	2				
72			4	13	19	10				
73				8	35	4				
74			3	12	23	8				
75			2	34	8	7				
76			1	8	16	7				
77			1	14	39	10				
78			2	5	28	7				
79			2	17	28	12				
80			2	11	21	20				
81			5	7	29	22				
82			1	12	26	37				
83			4	38	23	29				
84			1	12	40	61				
85			3	8	34	278				
86			1	10	23					
87				22	46					
88			1	6	30					
89			1	10	27					
90				6	11					
91			2	4	12					
92				9	25					
93				6	285					
94			1	5						
95				2						
96			2	2						
97			1	5						
98				3						
99			1	1						
100				2						
101				12						
102			1							
103										
104										
105										
106			1							
107			3							
108										
109			2							
110										
111			3							
112										
113			9							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	645 (10.1)	615 (9.6)	894 (14.0)	1,845 (28.9)	1,118 (17.5)	913 (14.3)	229 (3.6)	85 (1.3)	33 (0.5)	12 (0.2)
									総計	6,389 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2			1			
3						
4			3			
5		4	1			
6			1			
7		1				
8		3	4			
9			1			
10						
11						
12		3	3			
13		1	2			
14			1			
15						
16			6			
17		4	1			
18			2	1		
19			2			
20		4	6			
21		1	2	1		
22			1	1		
23		1	1	1		
24		9	4	2		
25		2	3	2		
26		3	1	1		
27		1	1	1		
28		2		1		
29			2	2		
30		1	1	1		
31			2	1	5	
32		3		2		
33		1	2	5	1	
34		1		2	1	
35				4	1	
36		1	2		3	
37			3	6	1	
38		1				
39		1		2		
40			3	2		
41			1	1		
42					1	
43				2		
44			1	2		
45					1	
46		1	1	3		
47				2		
48				1		
49				2		
50				3		
51				2		
52				5		
53		1				
54				3		
55				1		
56				4		
57				4	2	
58				4	1	
59				2	4	
60				2	2	
61				5	3	
62				1	2	
63				6	4	
64				2	3	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
65				1	1	
66				3	2	
67				3	1	
68				1		
69				4		
70				2		
71				1		
72				8		
73				85		
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		50 (14.0)	65 (18.2)	203 (56.9)	39 (10.9)	
					総計	357 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	3				
10					
11					
12	2				
13					
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26		1			
27					
28	1				
29		1	1		
30				1	
31					
32	1			1	
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42				1	
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51			1		
52					
53					
54					
55					
56					
57				1	
58					
59				2	
60					
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66				2	
67				1	
68				1	
69				2	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	7 (26.9)	3 (11.5)	2 (7.7)	13 (50.0)	1 (3.9)
				総計	26 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2		1					
3							
4			1	1			
5		3	1				
6				1			
7		1	1			2	
8		2		4			
9							
10						1	
11			1				
12		5	5	3		2	
13			1				
14						1	
15		1	2	1		1	
16			1	17	1		
17		8	2	1		2	
18						2	
19			1		2	2	
20		14	1	4	1	2	
21		1		3			
22					1		
23			1		1		
24		11	1	3	2	1	
25		1		1	1	1	
26		1			6	2	
27				2	3	1	
28			1		2	1	1
29				3		1	1
30			1		2	4	1
31			1	1		1	1
32		1	2			2	
33				2		1	2
34						2	
35				1		2	5
36			1		1	1	
37					1		2
38						2	1
39							2
40						3	
41				1			
42						2	
43						2	
44				1		1	1
45						2	
46						2	
47						4	
48						1	
49						3	
50				1		3	
51							1
52					1	2	
53						3	
54							1
55						5	
56						1	
57						2	
58						2	
59						3	
60						1	
61						2	17
62							
63						1	
64						1	
65						2	
66						2	
67						3	
68						2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						1	
70						1	
71							
72						1	
73						8	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		50 (17.3)	25 (8.6)	51 (17.6)	25 (8.6)	103 (35.5)	36 (12.4)
						総計	290 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			1	2			
11							
12							
13			1				
14			2	1			
15		7					
16				1			
17							
18		4	1	3			
19							
20			1				
21							
22		4		2	1		
23							
24							
25							
26				1			
27		1					
28					1		
29							
30		4					
31							
32							
33							
34		1		1	1		
35							
36							
37							
38					1		
39					1		
40					2		
41							
42							
43					1		
44							
45					1	3	
46							
47							
48							
49					1		
50					2		
51						1	
52					1		
53					1		
54					1		
55							
56							
57				1	1		
58							
59					1		
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70							
71					2		
72					4		
73							
74							
75							
76					1	2	
77					1	6	
78					1		
79							
80					1		
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87					4		
88							
89					1		
90					1		
91					2		
92					1		
93					2		
94					1		
95					2		
96							
97					19		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		21 (18.9)	6 (5.4)	12 (10.8)	60 (54.1)	12 (10.8)	
						総計	111 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15						
16		7				
17						
18						
19						
20		1				
21						
22						
23						
24		3				
25	3					
26						
27						
28	3	2				
29						
30						
31						
32	4	2				
33						
34						
35						
36			1	1		
37		1		1		
38				1		
39				1		
40		2	2			
41			1	1		
42		1	1	2		
43				1		
44		1	2	2		
45				1		
46			1	1		
47			1	3		
48		4	1			
49						
50				1		
51					3	
52				2		
53					1	
54				3		
55						
56		4				
57						
58		1				
59				1		
60				1		
61				1	1	
62				1		
63						
64				1		
65						
66				1		
67				2		
68						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
69						
70						
71				3		
72				1		
73						
74				1		
75				2	1	
76						
77						
78				1		
79						
80						
81				1	1	
82						
83						
84						
85				1		
86				1		
87				1		
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95				1		
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	10 (9.8)	30 (29.4)	10 (9.8)	44 (43.1)	8 (7.9)	
					総計	102 (100.0)

その7 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		84		
6		1		
7		2		
8		66		
9		21		
10		8		
11		7		
12		94		
13	1	17		
14		12		
15	1	8		
16		24		
17	1	32		
18	1	82		
19		8		
20	1	30		
21		35		
22	5	51		
23		10		2
24		42		
25		21		
26	1	62		1
27		11		
28	2	39		1
29	1	29		1
30		81		2
31		6		5
32	2	37		4
33	1	29		6
34	3	71		4
35	1	8		4
36		43		3
37	2	18		7
38		77		7
39	1	8		9
40	1	19		9
41		34		13
42	1	11		5
43	1	9		1
44	1	64		1
45	1	16		1
46	1	31		1
47	1	35		2
48	2	9		6
49	2	13		7
50	2	54		2
51		23		3
52	2	35		1
53	4	34		
54	1	44		
55	2	13		
56	1	29		
57	1	26	3	
58		44	11	
59		3	25	
60	1	5	1	
61	1	10		
62	1	10		
63	1	22		
64	1	27	4	
65	2	35	18	
66	3	59	19	
67	3	11	10	
68		36	22	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69	1	38	9	
70		53	6	
71		23	8	
72		30	9	
73		38	4	
74		15	2	
75	2	7	2	
76	2	10	13	
77	1	8	12	
78		10	8	
79	1	10	10	
80	2	48	18	
81		25	7	
82	2	34	6	
83	1	28	8	
84	1	43	7	
85		20	13	
86		38		
87		39		
88		59		
89		31		
90	1	32		
91		37		
92		55		
93	1	31		
94		44		
95		26		
96	1	45		
97	1	29		
98		45		
99		27		
100		60		
101		36		
102	1	46		
103	1	44		
104		60		
105	2	37		
106		53		
107	2	31		
108	1	54		
109		34		
110	1	52		
111		53		
112		70		
113		37		
114		36		
115	2	36		
116	1	26		
117	1	61		
118	1	29		
119	1	41		
120		47		
121	1	52		
122	2	29		
123		67		
124		58		
125		39		
126		60		
127	1	76		
128		49		
129		81		
130		70		
131		59		
132	1	96		
133		46		
134		90		
135		99		
136		103		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		100		
138		108		
139	2	108		
140		73		
141	1	123		
142		165		
143		102		
144		85		
145		78		
146		66		
147		44		
148		14		
149		40		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	100 (1.5)	6,036 (92.9)	255 (3.9)	108 (1.7)
			総計	6,499 (100.0)

その8 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17		149			
18					
19		2			
20		141			1
21		65			1
22		8			12
23		12			37
24		175			27
25		32			1
26		9			1
27		14			2
28		63			1
29		54			21
30		162			40
31		24			17
32		67			31
33		38			25
34		168			23
35		10			18
36		51			6
37		39			1
38		164			
39		9			
40		41			
41		49			
42		167			8
43		19			18
44		44			34
45		40			39
46		161			33
47		10			30
48		47			21
49		48			12
50		129			10
51		17			4
52		33			3
53		36			3
54		22			
55		4			
56		120			
57		26			
58		46			
59		34			
60		16			
61		18			
62		112			
63		23			
64		49	1		
65		46			
66		121	1		
67		15			
68		44			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		53			
70		91		1	
71		2	1	2	
72		6		1	
73		7		2	
74		10		71	
75		33		10	
76		37		2	
77		31	2		
78		80	2	1	
79		23	3		
80		42		2	
81		44	4	73	
82		92	2	5	
83		23	4	1	
84		46	1	72	
85		37	4	2	
86		15	2	5	
87		3	2	11	
88		6	4	14	
89		10	5	16	
90		11	7	20	
91		7	5	15	
92		13	6	9	
93		67	5	23	
94		30	6	21	
95		37	4	18	
96		44	7	19	
97		57	4	23	
98		28	2	15	
99		29		12	
100		45		10	
101		60	3	8	
102		28		3	
103		36	1	2	
104		45	3	1	
105		41		3	
106		36	1		
107		43			
108		37	1		
109		51	8		
110		37			
111		6			
112		4			
113		5			
114		1			
115		30			
116		50			
117		41			
118		27			
119		37			
120		42			
121		58			
122		46			
123		45			
124		28			
125		50			
126		36			
127		36			
128		51			
129		49			
130		35			
131		34			
132		33			
133		24			
134		65			
135		38			
136		44			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		43			
138		72			
139		46			
140		57			
141		69			
142		48			
143		61			
144		110			
145		69			
146		82			
147		110			
148		89			
149		93			
150		78			
151		125			
152		107			
153		106			
154		97			
155		144			
156		176			
157		145			
158		225			
159		200			
160		171			
161		132			
162		116			
163		74			
164		19			
165		57			
計		8,303 (88.5)	101 (1.1)	493 (5.3)	480 (5.1)
				総計	9,377 (100.0)

その9 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	106									
10		1								
11			1							
12	79	56	4							
13	15	2	1					1		
14	3	10	2							
15	7	10	1							
16	61	41	11	1	1					
17	7	64		1						
18	6	14	4	2						
19	8	19	3	1						
20	1	105	10	3	1	1				
21	5	9	1		1					
22	1	32	12	4	1	1				
23	1	17	3	4	1					
24	3	90	22	3	4					
25	3	14	3	1	2					
26		40	13	5	2					
27	2	14	2		2					
28		93	20	11	7	1				
29	2	10	5	2	5					
30		28	15	3	4	1				
31	2	22	5	6	3					
32	1	64	27	5	6	2				
33	2	14	10	3	6		1		7	
34		33	20	10	12	1	2		1	
35		24	12	9	9				3	
36		72	33	11	15	2			1	
37		18	5	8	9	1		1	1	
38		36	27	18	12		2		1	
39		15	7	10	12				1	
40		70	32	24	19	2				
41	1	13	13	18	7		1		3	
42		46	33	31	17	4	1			
43		24	17	24	13	5				
44		44	44	27	15	6				
45	1	21	16	31	16	4	1			
46		38	33	38	16	2				
47		15	11	23	18	2	2	15		
48	2	34	40	35	19	2	3			
49	2	16	14	39	15	1	2	1	17	
50		33	26	28	19	5	3	2		
51	1	22	13	36	13	2	2			
52		41	23	26	13	4	3			
53		10	15	38	10	2	7	3		
54		23	28	35	12	2				
55		10	12	26	19	3	18			
56		28	22	24	25	2	3			
57		16	14	24	9	1	5			
58		21	18	19	24	3	8	1		
59		4	17	29	12	2	7			
60		30	16	33	17	2	2			
61		13	10	27	11	2	7			
62		20	13	20	14	4	1			
63		9	12	27	14	3	1	1		
64		15	10	25	12	4	1			
65		14	20	20	12	3	3	36		
66		8	9	24	7	2	5			
67		9	12	18	10	3				
68		17	6	23	12	3	3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		8	11	14	9	1	3			
70		6	6	18	7	3				
71		4	2	8	16	1	1			
72		1	8	16	7	2	3			
73		3	6	13	21	3	4			
74		4	4	8	12	1	3			
75		2	5	9	7	1	3			
76		2	7	12	8	4				
77			3	6	12					
78			2	7	11	1	2			
79			1	16	4		5			
80			3	11	14		2			
81			2	7	5	1	7			
82			2	7	11		4			
83			3	10	10		10			
84			4	6	12	2	12			
85			2	3	16	2	114			
86			2	17	14	2				
87			2	7	5	4				
88				10	14	2				
89				8	11	12				
90			1	9	17	4				
91			2	7	15	11				
92				3	23	4				
93				2	19	135				
94				4	18					
95				8	25					
96				7	20					
97				6	12					
98				3	18					
99				6	18					
100				7	21					
101				4	227					
102				9						
103				6						
104				11						
105				8						
106				3						
107				2						
108				7						
109				8						
110				4						
111				7						
112			1	3						
113				5						
114				5						
115				8						
116				2						
117				6						
118				8						
119				4						
120				4						
121										
122				12						
123				8						
124				10						
125				111						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			2							
計	322 (5.2)	1,661 (26.9)	909 (14.7)	1,443 (23.4)	1,194 (19.3)	286 (4.6)	267 (4.3)	61 (1.0)	35 (0.6)	
									総計	6,178 (100.0)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	5				
19	12				
20	13				
21	18				
22	141	4		3	4
23	181	3		4	5
24	180	6	2	10	4
25	183	6	2	16	4
26	187	8	1	11	3
27	150	10		9	2
28	133	7		9	2
29	140	7	1	5	4
30	132	8	2	10	4
31	125	12		13	3
32	101	9	2	7	2
33	101	11		9	
34	105	7		8	1
35	90	6		7	1
36	102	10		9	
37	109	7		10	
38	140	10		9	3
39	139	10		7	2
40	119	7		6	3
41	137	2		5	2
42	131	13		7	4
43	194	8		5	3
44	192	10	2	9	1
45	222	11	1	11	3
46	223	13		6	4
47	201	12		9	1
48	233	10	1	7	1
49	214	12		6	5
50	228	17		9	5
51	207	14		6	5
52	241	8		6	3
53	208	8	2	6	4
54	207	11		7	6
55	219	16	1	7	5
56	211	16	2	6	5
57	182	4	1	5	2
58	161	14	1	8	3
59	171	10	1	3	2
60	1				
61			2		
62			1		
63					
64					
65			1		
66~69					
70歳以上					
計	6,389	357	26	290	111

(平成 30 年職員給与等実態調査)

福 祉 職	高 等 学 校 等 職 高 教 育	中 学 校 小 学 校 職 教 育	公 安 職	計
人	人	人	人	人
			94	99
			93	105
	1		85	99
	2		78	98
1	79	128	132	492
5	97	207	157	659
4	134	262	160	762
6	149	276	163	805
3	137	295	174	819
3	138	275	192	779
1	149	262	179	742
3	162	262	201	785
2	153	244	207	762
2	138	213	203	709
4	121	220	205	671
1	138	233	213	706
1	128	213	211	674
4	143	198	197	646
4	128	181	196	630
4	157	194	190	671
3	136	188	198	687
2	147	163	186	656
4	152	167	172	630
5	154	148	167	620
4	157	155	147	618
2	183	179	131	705
2	194	191	128	729
6	218	185	155	812
3	190	176	118	733
4	156	191	96	670
1	165	227	104	749
3	193	286	92	811
4	181	289	99	832
2	202	290	87	813
2	254	317	111	942
2	253	346	133	962
2	239	341	120	933
1	248	353	97	947
1	271	367	132	1,011
1	249	412	118	974
	191	377	141	896
	212	366	116	881
				1
				2
				1
				1
102	6,499	9,377	6,178	29,329

第5表 扶養親族数別職員数

(平成30年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人	人	人	人
1人	778	2,269	1,019	4,066	1,775
2人	978	2,365	1,193	4,536	1,963
3人	609	1,417	1,051	3,077	2,323
4人	158	387	340	885	808
5人	12	60	33	105	99
6人以上	3	1	4	8	8
計	2,538	6,499	3,640	12,677	6,976

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 管理職手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	46人
2種	局長	局長	機関の長	121人
3種	課長	課長	機関の長	338人
4種	課の参事	課の参事	機関の長、次長、参事	488人
5種			校長	338人
6種			校長、教頭	457人
7種			教頭	428人
8種			学校の部主事	85人
計				2,301人
受給者1人当たりの平均手当月額				64,855円

第7表 住居手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区 分	任 命 権 者			
	知 事	教 委	警 察	計
受 給 者	人 1,250	人 3,772	人 1,578	人 6,600
手当月額 13,000 円未満の受給者	3	9	7	19
13,000 円以上 30,000 円未満の受給者	441	1,881	664	2,986
30,000 円の受給者	806	1,882	907	3,595
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,321	円 27,602	円 28,320	円 27,910

配偶者等の居住 する借家・借間	受 給 者	人 6	人 4	人 3	人 13
	平 均 手 当 月 額	円 15,000	円 15,000	円 14,867	円 14,969

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,693	人 15,412	人 5,736	人 25,841
交通機関等のみ 利用者	2,346	675	800	3,821
交通用具のみ使用者	1,557	14,312	4,508	20,377
交通機関等・ 交通用具 併用者	790	425	428	1,643
非受給者	615	1,707	1,166	3,488
計	5,308	17,119	6,902	29,329
受給者1人当たりの 平均手当月額	円 23,287	円 9,950	円 13,645	円 13,192

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,671 人	150 人	3,821 人
	カバー率	96.1 %		
	平均運賃額	23,287 円	85,694 円	25,737 円
	平均手当月額	23,287 円	75,000 円	25,317 円
	充当率	100.0 %	87.5 %	98.4 %
交通用具 使用者	利用人員	20,377 人	0 人	20,377 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,594 円	— 円	8,594 円
	平均手当月額	8,594 円	— 円	8,594 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,471 人	172 人	1,643 人
	カバー率	89.5 %		
	平均所要額	38,122 円	87,233 円	43,263 円
	平均手当月額	38,122 円	75,365 円	42,021 円
	充当率	100.0 %	86.4 %	97.1 %
計	利用人員	25,519 人	322 人	25,841 人
	カバー率	98.8 %		
	平均所要額	12,410 円	86,516 円	13,333 円
	平均手当月額	12,410 円	75,195 円	13,192 円
	充当率	100.0 %	86.9 %	98.9 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	使用区分			計	平均使用 距離
	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車		
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	692	162	1,351	2,205	2.0
3 " 5 "	513	338	3,271	4,122	3.5
5 " 10 "	191	366	6,034	6,591	6.8
10 " 15 "	16	167	3,306	3,489	11.7
15 " 20 "	8	64	1,911	1,983	16.8
20 " 30 "	1	56	2,015	2,072	23.9
30 " 40 "		21	880	901	33.7
40 " 50 "		5	321	326	43.6
50 " 60 "		3	157	160	53.9
60km 以上のもの			171	171	70.4
計	1,421	1,182	19,417	22,020	11.5

(注) 交通用具の区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、自転

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
426	112	1,235	1,773	266	50	116	432
382	249	3,059	3,690	131	89	212	432
165	308	5,843	6,316	26	58	191	275
14	160	3,266	3,440	2	7	40	49
8	63	1,895	1,966		1	16	17
1	56	1,994	2,051			21	21
	21	815	836			65	65
	5	225	230			96	96
	3	49	52			108	108
		23	23			148	148
996	977	18,404	20,377	425	205	1,013	1,643

車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(平成30年職員給与等実態調査)

区 分	平成30年4月 (A)	平成20年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,364	7,157	△ 1,793	74.9
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,511	4,887	△ 376	92.3
うち医療職給料表関係	399	1,781	△ 1,382	22.4
教 育 委 員 会	17,194	24,327	△ 7,133	70.7
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,479	6,383	96	101.5
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	9,377	16,066	△ 6,689	58.4
警 察 本 部	6,910	6,757	153	102.3
うち公安職給料表関係	6,178	5,982	196	103.3
企 業 局	118	130	△ 12	90.8
が ん セ ン タ ー 局	987	776	211	127.2
計	30,573	39,147	△ 8,574	78.1

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第 10 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成 30 年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	140			124		5	6	1	1	3
医療職給料表(2)	13				13					
高等学校等教育職給料表	246	10	233	3						
中学校小学校教育職給料表	207		206		1					
公安職給料表	1				1					
福祉職給料表	1		1							
行政職給料表(2)	47	2	45							
合計	655									
60歳	262									
61歳	179									
62歳	113									
63歳	49									
64歳	52									

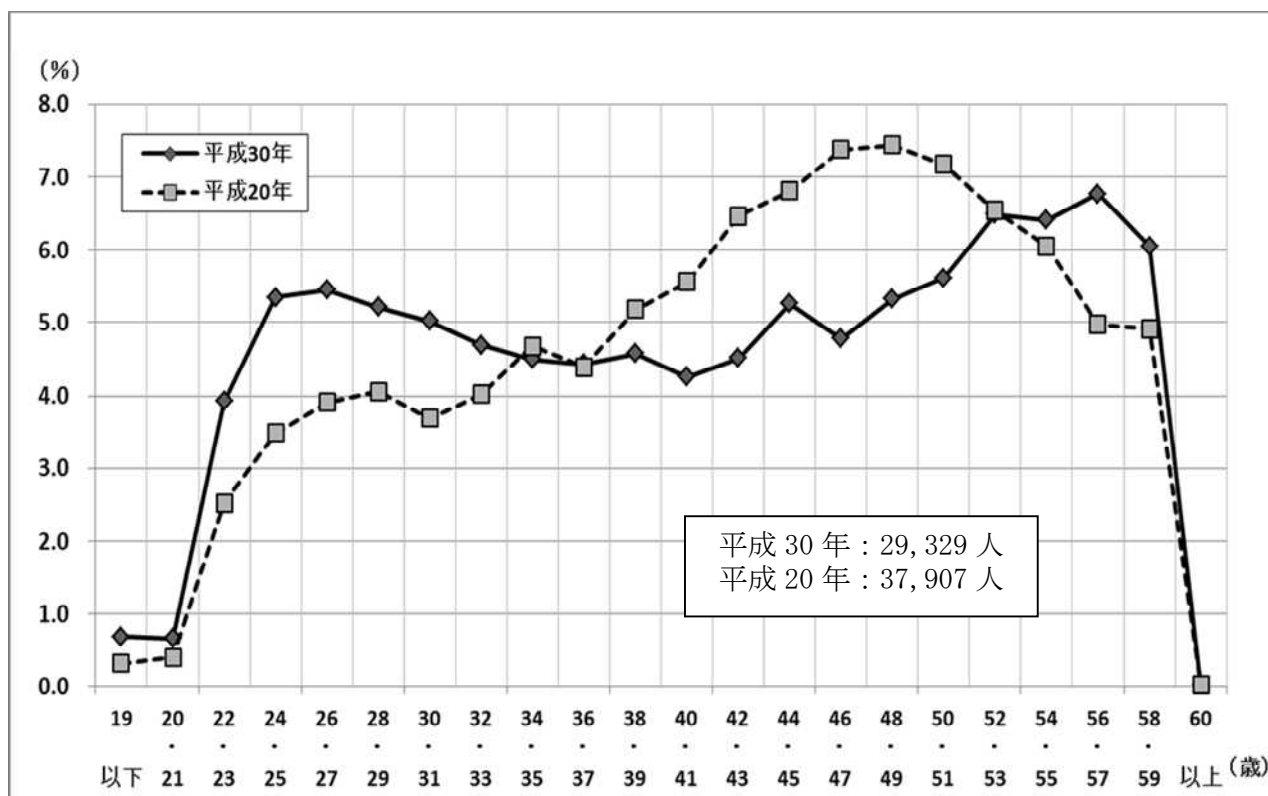
(注) 該当人員のいる給料表、級のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
行政職給料表	63			55	7		1
高等学校等教育職給料表	276	2	274				
中学校小学校教育職給料表	32		32				
公安職給料表	51				43	8	
行政職給料表(2)	4	3	1				
合計	426						
60歳	79						
61歳	88						
62歳	104						
63歳	83						
64歳	72						

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（平成30年と平成20年との比較）

（平成30年職員給与等実態調査）



2 民間給与関係資料

平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,763 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種及びその他の職種 54 職種の合計 76 職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3) のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により 35 層（静岡市 10 層、浜松市 10 層、政令市以外 15 層）に区分し、各層から 467 事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,670 人（行政職に相当する調査実人員 1,558 人）、初任給関係以外の調査職種 19,271 人（行政職に相当する調査実人員 17,907 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、128,204 人であり、行政職に相当するものは 112,172 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	静岡県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	413	83	45	46	167	72	10,896	1,830	1,255	1,266	4,642	1,903
農業、林業、漁業	1	0	0	0	1	0	16	0	0	0	9	7
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	15	2	1	1	5	6	737	122	88	94	250	183
製造業	212	30	33	25	91	33	4,568	561	544	564	2,091	808
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	70	18	5	6	28	13	1,866	405	239	188	715	319
卸売業、小売業	20	3	1	2	9	5	884	92	112	135	424	121
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	24	8	2	5	9	0	537	193	82	64	163	35
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	71	22	3	7	24	15	2,288	457	190	221	990	430

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 10 所、調査不能の事業所が 44 所あった。
- 2 調査対象事業所 467 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 10 所を除いた 457 所に占める調査完了事業所 413 所の割合（調査完了率）は、90.4%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	225,497	* 224,309	* 233,900	—
		大学卒	203,320	204,597	201,325	* 178,585
		短大卒	172,116	* 168,344	173,462	* 173,981
		高校卒	162,342	164,133	159,600	* 158,514
	新卒技術者	大学院修士課程修了	231,009	231,693	223,324	* 210,000
		大学卒	205,784	207,287	202,918	197,531
		短大卒	* 179,908	* 164,000	* 185,854	—
		高校卒	163,473	164,181	161,470	166,800
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	230,671	231,261	224,375	* 210,000
		大学卒	204,208	205,582	201,820	191,615
		短大卒	174,022	* 167,283	176,830	* 173,981
		高校卒	162,937	164,158	160,557	163,751
その他	新卒研究員	大学卒	* 202,745	* 202,745	—	—
	準新卒医師	大学卒	* 501,220	* 501,220	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	* 219,081	* 223,602	* 215,000	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 208,380	* 208,380	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	* 160,400	* 160,400	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	* 178,000	—	* 178,000	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		(A) - (B)	備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長	34	54.0	756,148	878	755,270	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	19	52.7	777,878	1,597	776,281	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	14	55.8	746,744	203	746,541	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	33	55.9	767,107	0	767,107	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	25	56.1	788,376	0	788,376	
短大卒	3	53.6	571,215	0	571,215	
高校卒	5	55.9	729,109	0	729,109	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	486	53.0	610,789	453	610,336	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	367	53.2	630,761	459	630,302	
短大卒	38	51.6	567,705	209	567,496	
高校卒	81	52.9	547,594	563	547,031	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	336	52.6	652,337	1,209	651,128	同上
大学卒	243	52.6	671,565	828	670,737	
短大卒	32	52.0	597,115	4,306	592,809	
高校卒	58	52.8	608,564	1,147	607,417	
中学卒	3	56.0	564,141	0	564,141	
事務部次長	247	51.5	579,999	453	579,546	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	200	51.2	582,051	542	581,509	
短大卒	15	50.2	554,973	212	554,761	
高校卒	32	53.6	579,903	95	579,808	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	191	51.9	609,380	3,892	605,488	同上
大学卒	151	51.7	620,594	4,001	616,593	
短大卒	10	49.5	558,463	0	558,463	
高校卒	29	53.0	579,190	4,641	574,549	
中学卒	*	*	*	*	*	
事務課長	1,137	49.4	522,272	4,527	517,745	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	743	48.6	526,014	4,249	521,765	
短大卒	102	49.5	489,077	6,932	482,145	
高校卒	288	51.1	525,072	4,422	520,650	
中学卒	4	52.5	529,367	0	529,367	
技術課長	909	48.5	544,623	7,447	537,176	同上
大学卒	594	48.4	555,062	4,352	550,710	
短大卒	88	47.5	515,327	15,065	500,262	
高校卒	225	49.1	529,201	12,598	516,603	
中学卒	2	51.1	511,949	0	511,949	

(注) 「*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	610	47.6	496,659	28,328	468,331	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	403	45.7	486,931	28,156	458,775	
	短大卒	52	49.0	467,416	18,694	448,722	
	高校卒	154	51.4	530,469	32,759	497,710	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	474	46.1	507,282	47,955	459,327	
	大学卒	356	44.9	514,881	55,648	459,233	
	短大卒	43	49.8	490,820	21,541	469,279	
	高校卒	74	50.1	476,453	23,325	453,128	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	1,201	45.2	445,334	63,303	382,031	
	大学卒	654	43.4	438,434	62,363	376,071	
	短大卒	156	46.8	405,299	55,838	349,461	
	高校卒	380	48.4	472,380	66,697	405,683	
	中学卒	11	50.3	595,902	123,715	472,187	
	技術係長	1,166	44.7	492,391	95,719	396,672	
	大学卒	678	43.1	491,914	102,780	389,134	
	短大卒	113	47.3	457,142	73,831	383,311	
	高校卒	357	47.6	500,665	84,538	416,127	
	中学卒	18	49.3	601,049	119,236	481,813	
	事務主任	1,145	43.7	393,625	54,391	339,234	
	大学卒	498	40.8	379,697	49,701	329,996	
	短大卒	181	45.3	361,931	50,760	311,171	
	高校卒	457	46.0	419,484	60,498	358,986	
	中学卒	9	46.8	433,139	58,712	374,427	
	技術主任	1,088	42.4	450,632	88,653	361,979	
	大学卒	564	39.7	449,049	85,516	363,533	
	短大卒	112	43.5	434,823	106,201	328,622	
高校卒	380	45.3	445,363	81,209	364,154		
中学卒	32	51.4	598,532	161,247	437,285		
事務係員	4,845	38.3	315,349	34,957	280,392		
大学卒	2,349	35.1	323,002	40,500	282,502		
短大卒	760	41.6	292,745	26,680	266,065		
高校卒	1,711	40.9	314,768	31,244	283,524		
中学卒	25	44.5	312,173	27,216	284,957		
技術係員	4,005	36.1	358,904	66,613	292,291		
大学卒	2,041	33.1	358,498	72,040	286,458		
短大卒	510	38.8	348,556	54,587	293,969		
高校卒	1,424	39.0	360,485	62,302	298,183		
中学卒	30	51.1	470,646	92,423	378,223		

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	30	54.2	780,750	957	779,793	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)	
	大 学 卒	16	53.0	821,029	1,854	819,175		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	13	55.8	759,653	210	759,443		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	26	56.2	784,320	0	784,320		構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	20	56.2	795,033	0	795,033		
	短 大 卒	2	57.8	680,936	0	680,936		
	高 校 卒	4	56.2	750,413	0	750,413		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	299	53.5	643,072	539	642,533		2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	236	53.8	662,131	589	661,542		
	短 大 卒	20	52.6	588,158	126	588,032		
	高 校 卒	43	52.4	572,412	525	571,887		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	223	53.3	694,461	941	693,520	同 上	
	大 学 卒	182	53.2	702,387	801	701,586		
	短 大 卒	14	53.4	624,014	120	623,894		
	高 校 卒	26	54.0	682,522	2,250	680,272		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	170	52.4	610,087	418	609,669	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間) 同 上	
	大 学 卒	139	52.2	616,434	502	615,932		
	短 大 卒	9	52.4	622,573	159	622,414		
	高 校 卒	22	53.7	578,096	120	577,976		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	153	52.7	630,697	1,588	629,109	同 上	
	大 学 卒	124	52.7	641,208	1,793	639,415		
短 大 卒	6	50.8	616,693	0	616,693			
高 校 卒	22	53.3	592,194	1,034	591,160			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 課 長	766	50.0	548,486	4,971	543,515	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	515	49.2	551,595	4,570	547,025			
短 大 卒	53	50.7	510,499	7,173	503,326			
高 校 卒	194	51.7	553,068	5,418	547,650			
中 学 卒	4	52.5	529,367	0	529,367			
技 術 課 長	660	49.4	571,245	5,751	565,494	同 上		
大 学 卒	467	49.2	574,567	3,966	570,601			
短 大 卒	52	48.7	544,669	10,824	533,845			
高 校 卒	140	50.3	571,284	9,572	561,712			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	481	48.2	508,266	30,831	477,435	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	318	46.3	499,007	29,959	469,048	
	短 大 卒	37	49.1	466,156	17,992	448,164	
	高 校 卒	125	51.7	543,219	37,565	505,654	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	388	46.2	513,833	46,173	467,660	
	大 学 卒	312	45.0	518,968	55,807	463,161	
	短 大 卒	29	50.9	501,299	11,066	490,233	
	高 校 卒	47	51.7	486,338	4,680	481,658	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	741	45.5	470,444	69,563	400,881	
	大 学 卒	401	43.7	458,260	70,025	388,235	
	短 大 卒	64	47.0	432,897	52,883	380,014	
	高 校 卒	267	48.9	500,441	70,456	429,985	
	中 学 卒	9	53.6	670,821	135,723	535,098	
	技術係長	832	45.0	511,710	103,170	408,540	
	大 学 卒	490	43.4	508,727	110,238	398,489	
	短 大 卒	64	48.0	480,277	79,645	400,632	
	高 校 卒	263	48.1	522,443	88,832	433,611	
	中 学 卒	15	50.1	639,735	142,391	497,344	
	事務主任	783	44.1	414,943	58,736	356,207	
	大 学 卒	319	41.2	397,134	51,986	345,148	
	短 大 卒	105	46.0	376,311	50,330	325,981	
	高 校 卒	352	46.0	441,770	66,888	374,882	
	中 学 卒	7	49.3	479,243	87,075	392,168	
	技術主任	734	43.6	481,129	97,528	383,601	
	大 学 卒	369	40.7	483,048	96,669	386,379	
	短 大 卒	69	43.7	448,131	113,792	334,339	
	高 校 卒	265	47.0	474,348	85,639	388,709	
	中 学 卒	31	51.6	605,252	163,332	441,920	
事務係員	2,618	38.9	327,858	37,170	290,688		
大 学 卒	1,264	35.2	330,759	42,910	287,849		
短 大 卒	376	43.1	308,300	27,148	281,152		
高 校 卒	962	41.7	331,332	33,856	297,476		
中 学 卒	16	47.3	338,092	32,272	305,820		
技術係員	2,509	36.3	369,862	71,153	298,709		
大 学 卒	1,184	32.8	371,183	78,609	292,574		
短 大 卒	261	38.4	356,795	59,535	297,260		
高 校 卒	1,037	39.6	369,152	64,459	304,693		
中 学 卒	27	51.3	480,886	95,190	385,696		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	51.8	483,695	0	483,695	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)	
	大 学 卒	3	50.9	509,935	0	509,935		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	7	54.3	688,704	0	688,704		構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	5	55.5	755,708	0	755,708		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	168	52.4	558,447	330	558,117	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)	
	大 学 卒	121	52.2	570,467	202	570,265		
	短 大 卒	15	51.1	542,671	404	542,267		
	高 校 卒	32	53.4	526,947	707	526,240		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	91	50.9	560,019	2,209	557,810	同 上	
	大 学 卒	53	49.9	560,061	1,063	558,998		
	短 大 卒	17	51.1	572,607	8,241	564,366		
	高 校 卒	20	52.5	546,486	124	546,362		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	71	49.5	515,168	570	514,598	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職 (部長一課長間)	
	大 学 卒	57	49.1	507,408	674	506,734		
	短 大 卒	6	47.5	474,225	275	473,950		
	高 校 卒	8	55.3	626,837	0	626,837		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	33	47.8	516,955	14,808	502,147	同 上	
	大 学 卒	24	46.9	518,024	15,194	502,830		
短 大 卒	4	48.2	502,618	0	502,618			
高 校 卒	5	51.3	527,216	28,712	498,504			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	313	47.6	459,397	3,384	456,013	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職		
大 学 卒	203	46.8	458,893	3,824	455,069			
短 大 卒	38	48.1	466,817	5,942	460,875			
高 校 卒	72	49.4	456,990	961	456,029			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	207	46.0	459,473	6,458	453,015	同 上		
大 学 卒	109	45.1	467,513	3,070	464,443			
短 大 卒	32	45.7	458,042	13,723	444,319			
高 校 卒	65	47.6	447,420	8,338	439,082			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額		(A) - (B)	備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	125	44.9	444,856	17,867	426,989	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	85	43.1	438,601	20,941	417,660	
	短 大 卒	14	49.2	473,740	23,093	450,647	
	高 校 卒	26	49.2	450,467	2,697	447,770	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	79	44.6	462,310	64,673	397,637	
	大 学 卒	42	44.0	464,258	55,166	409,092	
	短 大 卒	13	44.1	452,407	71,861	380,546	
	高 校 卒	23	46.0	463,901	75,209	388,692	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	380	44.2	389,428	48,208	341,220	
	大 学 卒	222	42.4	384,238	39,688	344,550	
	短 大 卒	75	46.4	392,954	60,907	332,047	
	高 校 卒	81	47.2	402,002	58,285	343,717	
	中 学 卒	2	38.4	324,176	80,162	244,014	
	技術係長	290	43.5	416,543	66,465	350,078	
	大 学 卒	166	41.5	405,311	63,598	341,713	
	短 大 卒	39	46.1	425,948	69,127	356,821	
	高 校 卒	82	45.7	431,601	72,097	359,504	
	中 学 卒	3	45.7	411,510	5,783	405,727	
	事務主任	307	42.4	335,638	43,288	292,350	
	大 学 卒	158	39.8	342,268	46,159	296,109	
	短 大 卒	62	43.2	335,421	51,139	284,282	
	高 校 卒	86	46.3	324,178	33,645	290,533	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	299	39.0	371,533	63,258	308,275	
大 学 卒	168	36.9	361,881	54,183	307,698		
短 大 卒	34	43.5	408,995	89,546	319,449		
高 校 卒	96	40.7	374,130	68,432	305,698		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務係員	1,772	37.3	299,671	32,219	267,452		
大 学 卒	908	35.0	313,999	36,705	277,294		
短 大 卒	281	40.5	276,920	28,130	248,790		
高 校 卒	576	39.3	289,196	27,473	261,723		
中 学 卒	7	37.1	233,618	13,003	220,615		
技術係員	1,314	35.2	313,167	47,067	266,100		
大 学 卒	765	33.9	314,084	48,754	265,330		
短 大 卒	221	39.7	331,483	43,083	288,400		
高 校 卒	326	35.0	296,226	45,717	250,509		
中 学 卒	2	44.4	279,037	55,537	223,500		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を 除く。)	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	19	50.5	493,269	0	493,269	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	10	50.3	502,117	0	502,117	
	短 大 卒	3	44.5	506,654	0	506,654	
	高 校 卒	6	54.2	468,975	0	468,975	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	技術部長	22	52.2	547,436	0	547,436	同 上
	大 学 卒	8	55.5	591,658	0	591,658	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	12	50.0	517,767	0	517,767	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	*
	事務部次長	6	47.4	451,868	0	451,868	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職
	大 学 卒	4	49.5	478,512	0	478,512	
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	40.9	370,742	7,040	363,702		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	5	48.9	490,664	10,079	480,585	中間職 (部長-課長間) 同 上	
大 学 卒	3	45.7	479,528	17,364	462,164		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	53.3	506,444	0	506,444		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事務課長	58	48.1	427,168	3,342	423,826	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	25	47.6	430,627	0	430,627		
短 大 卒	11	45.6	410,300	8,785	401,515		
高 校 卒	22	50.3	431,231	5,088	426,143		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	42	43.3	437,128	50,042	387,086	同 上	
大 学 卒	18	44.8	436,310	27,122	409,188		
短 大 卒	4	42.0	463,598	93,561	370,037		
高 校 卒	20	42.2	431,003	59,621	371,382		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 30 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事務課長代理	4	50.3	446,866	0	446,866	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	3	52.3	445,156	0	445,156	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	7	49.9	381,913	25,003	356,910	
大 学 卒	2	53.8	410,250	0	410,250	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	4	47.0	372,774	40,697	332,077	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係長	80	44.6	358,429	48,167	310,262	
大 学 卒	31	41.9	373,144	51,028	322,116	
短 大 卒	17	47.6	339,340	44,152	295,188	
高 校 卒	32	45.7	353,958	47,485	306,473	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係長	44	44.8	390,429	56,387	334,042	
大 学 卒	22	43.2	404,607	72,047	332,560	
短 大 卒	10	47.3	372,441	33,285	339,156	
高 校 卒	12	45.5	380,903	48,620	332,283	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務主任	55	43.8	331,490	37,616	293,874	
大 学 卒	21	42.7	330,396	33,057	297,339	
短 大 卒	14	46.6	330,371	53,581	276,790	
高 校 卒	19	43.8	333,611	33,500	300,111	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術主任	55	41.8	382,634	86,506	296,128	
大 学 卒	27	41.5	403,861	93,907	309,954	
短 大 卒	9	38.9	360,919	77,100	283,819	
高 校 卒	19	43.0	364,423	80,747	283,676	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	455	36.7	264,757	25,823	238,934	
大 学 卒	177	35.1	285,520	35,195	250,325	
短 大 卒	103	36.1	249,152	18,991	230,161	
高 校 卒	173	38.9	252,709	20,299	232,410	
中 学 卒	2	29.6	229,956	5,845	224,111	
技術係員	182	34.7	308,559	52,083	256,476	
大 学 卒	92	34.2	313,122	52,294	260,828	
短 大 卒	28	39.6	327,669	58,965	268,704	
高 校 卒	61	33.2	295,480	49,861	245,619	
中 学 卒	*	*	*	*	*	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	47.0	483,443	161,344	322,099	
	守衛	26	50.7	375,227	33,120	342,107	
	用務員	*	*	*	*	*	
研究 関係 職種	研究所長	4	49.9	739,234	927	738,307	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究部(課)長	50	50.7	634,585	1,786	632,799	
	研究室(係)長	75	47.1	564,544	29,052	535,492	
	主任研究員	74	45.2	528,164	58,450	469,714	
	研究員	172	32.8	361,554	40,750	320,804	
	研究補助員	11	40.2	299,978	35,156	264,822	
医 療 関 係 職 種	病院長	3	63.0	1,739,761	1,866	1,737,895	部下に医師又は歯科医師5 人以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1 人以上
	副院長	10	60.1	1,699,995	24,432	1,675,563	
	医科長	29	49.8	1,407,886	280,722	1,127,164	
	医師	30	43.5	1,319,474	219,105	1,100,369	
	歯科医師	3	47.7	1,000,106	154,086	846,020	
	薬局長	2	57.9	635,136	40,516	594,620	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	39	42.6	353,884	11,057	342,827	
	診療放射線技師	33	46.4	379,325	26,401	352,924	
	臨床検査技師	32	38.8	343,468	23,488	319,980	
	栄養士	28	34.3	258,912	15,882	243,030	
	理学療法士	101	30.6	281,161	9,919	271,242	
	作業療法士	68	29.5	265,172	8,543	256,629	
	総看護師長	4	58.9	548,040	736	547,304	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師長	46	49.8	416,261	39,765	376,496	
看護師	200	39.1	347,219	62,699	284,520		
准看護師	51	49.3	337,735	57,450	280,285		

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 30 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	8	57.1	778,201	0	778,201		
	大学教授	72	56.0	686,905	0	686,905		
	大学准教授	62	46.9	546,106	0	546,106		
	大学講師	30	44.1	454,700	0	454,700		
	大学助教	19	37.6	542,515	0	542,515		
	高等学校校長	2	64.3	899,697	0	899,697		
	高等学校教頭	5	57.5	572,649	0	572,649		
	高等学校教諭	69	45.7	472,963	0	472,963		
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない 総トン数 20 トン以上の 船舶の乗組員
一等航海士・機関士			-	-	-	-		
二等航海士・機関士			-	-	-	-		
三等航海士・機関士			-	-	-	-		
運航士			-	-	-	-		
甲板長・操機長			-	-	-	-		
甲板手・操機手			-	-	-	-		
甲板員・機関員			-	-	-	-		
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-	北緯 63 度から南緯 11 度 の間及び東経 94 度から 175 度の間の水域を航行 区域とする総トン数 20 トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数 5 トン以 上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-	-			

その3 再雇用者
企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務	支店長・工場長	*	*	*	*	*	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳男性	-	-	-	-	-	
・	事務・技術部長	26	62.4	560,850	27	560,823	
	60歳男性	8	60.3	549,545	0	549,545	
技	事務・技術部次長	13	62.2	528,330	1,402	526,928	
	60歳男性	4	60.4	532,777	0	532,777	
術	事務・技術課長	26	61.9	395,564	1,973	393,591	
	60歳男性	8	60.3	347,683	943	346,740	
関	事務・技術課長代理	16	63.5	398,607	5,853	392,754	
	60歳男性	3	60.3	539,789	17,631	522,158	
係	事務・技術係長	49	62.4	276,528	18,300	258,228	
	60歳男性	9	60.3	275,344	20,129	255,215	
職	事務・技術主任	19	62.3	305,229	14,114	291,115	
	60歳男性	6	60.3	270,749	6,818	263,931	
種	事務・技術係員	549	62.6	258,021	16,029	241,992	
	60歳男性	84	60.4	289,189	25,685	263,504	

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職 給料表	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所	企業規模 50人以上100人未満 の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)		
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
5級			
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			
	係員	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
静岡県	大学卒	計	62.0	(39.2)	(60.8)	(0.0)	38.0
		500人以上	84.4	(55.7)	(44.3)	—	15.6
		100人以上 500人未満	57.8	(29.2)	(70.8)	—	42.2
		50人以上 100人未満	19.2	(30.4)	(69.6)	—	80.8
	高校卒	計	49.9	(44.6)	(55.4)	(0.0)	50.1
		500人以上	68.9	(60.4)	(39.6)	—	31.1
		100人以上 500人未満	44.2	(38.9)	(61.1)	—	55.8
		50人以上 100人未満	19.2	(15.6)	(84.4)	—	80.8
全国	大学卒	計	49.3	(34.3)	(65.5)	(0.2)	50.7
		500人以上	87.8	(48.9)	(51.1)	—	12.2
		100人以上 500人未満	53.6	(30.3)	(69.4)	(0.3)	46.4
		50人以上 100人未満	23.9	(25.0)	(75.0)	—	76.1
	高校卒	計	29.1	(36.8)	(62.7)	(0.5)	70.9
		500人以上	51.5	(49.0)	(50.6)	(0.4)	48.5
		100人以上 500人未満	29.3	(33.5)	(66.1)	(0.4)	70.7
		50人以上 100人未満	18.5	(30.3)	(69.1)	(0.6)	81.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における定期昇給制度の状況

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職・企業規模		項 目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
静岡県	係 員	計	92.6	34.1	87.1	39.3	7.4
		500 人以上	95.3	40.0	91.2	52.2	4.7
		100 人以上 500 人未満	94.4	32.0	89.5	35.8	5.6
		50 人以上 100 人未満	82.1	25.4	72.0	17.9	17.9
	課長級	計	83.5	22.6	78.6	27.9	16.5
		500 人以上	77.5	21.1	73.7	32.4	22.5
		100 人以上 500 人未満	91.0	23.4	86.4	27.8	9.0
		50 人以上 100 人未満	79.7	24.1	71.9	17.6	20.3
全 国	係 員	計	90.7	36.6	74.4	41.6	9.3
		500 人以上	93.0	38.3	77.9	50.9	7.0
		100 人以上 500 人未満	92.8	38.7	74.8	44.2	7.2
		50 人以上 100 人未満	85.9	32.3	72.0	32.5	14.1
	課長級	計	85.7	30.9	70.9	38.4	14.3
		500 人以上	81.5	24.4	69.0	42.7	18.5
		100 人以上 500 人未満	88.1	33.7	71.4	40.4	11.9
		50 人以上 100 人未満	83.7	29.1	71.1	32.6	16.3

(注) 1 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

2 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含めて集計した。

第 17 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

	家族手当制度がある				
		配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
静岡県	76.0%	(89.7%)	[9.5%]	[11.5%]	[79.0%]
全 国	77.9%	(83.9%)	[14.2%]	[13.3%]	[72.5%]

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その 2 家族手当の手当額の定め方

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

	配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
静岡県	54.3%	20.2%	21.1%	4.4%

(注) 1 手当額の定め方は、平成27年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」及び「配偶者のみ特定、その他は扶養人員順」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模		項目		係 員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分		
静岡県	規模計	51.5	48.5	41.5	58.5	40.8	59.2		
	500人以上	58.2	41.8	41.9	58.1	40.4	59.6		
	100人以上 500人未満	47.9	52.1	40.6	59.4	40.3	59.7		
	50人以上 100人未満	45.6	54.4	42.5	57.5	42.9	57.1		
全国	規模計	55.2	44.8	51.6	48.4	50.5	49.5		
	500人以上	55.4	44.6	46.3	53.7	45.2	54.8		
	100人以上 500人未満	57.2	42.8	54.2	45.8	53.0	47.0		
	50人以上 100人未満	51.5	48.5	49.6	50.4	48.7	51.3		

3 生計費関係資料

平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	… 食料
住居関係費	… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	… 被服及び履物
雑費 I	… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における平成 30 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $365/12$ 日 ≈ 30.4 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、「全国消費実態調査」（総務省 平成 26 年調査）により算出した全国の標準生計費（平成 30 年 4 月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 19 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 30 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	26,459 27,040 (25,490)	42,320 43,250 (40,770)	52,567 53,721 (50,640)	62,805 64,184 (60,510)	73,051 74,655 (70,380)
住居関係費	53,598 62,788 (47,720)	58,739 68,811 (52,300)	52,818 61,874 (47,030)	46,890 54,930 (41,750)	40,969 47,993 (36,480)
被服・履物費	2,918 2,885 (2,580)	10,187 10,070 (9,010)	11,702 11,568 (10,350)	13,218 13,066 (11,690)	14,733 14,564 (13,020)
雑費 I	24,680 32,282 (32,860)	22,293 29,160 (29,680)	41,345 54,080 (55,050)	60,407 79,015 (80,430)	79,459 103,935 (105,800)
雑費 II	10,344 5,952 (8,280)	23,644 13,605 (18,930)	29,294 16,856 (23,450)	34,936 20,102 (27,970)	40,578 23,349 (32,480)
合計	117,999 130,947 (116,930)	157,183 164,896 (150,690)	187,726 198,099 (186,520)	218,256 231,297 (222,350)	248,790 264,496 (258,160)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段()内は全国の金額である。
2 農林漁家世帯を含む勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第20表 家計指標の推移

項 目		年 月						
		平成 29年 4月	5月	6月	7月	8月		
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.34	3.32	3.40	3.47	3.52	
		うち平均有業人員 (人)	1.76	1.75	1.76	1.81	1.90	
		実 収 入 (円)	495,497	441,068	686,857	743,503	446,603	
		消費 支出	金 額 (円)	291,478	315,751	290,409	308,131	307,703
			前年同月比(名目) (%)	△ 13.9	△ 12.9	△ 1.9	△ 4.0	△ 11.1
	全世帯	平均世帯人員 (人)	3.04	2.99	3.04	3.15	3.20	
		うち平均有業人員 (人)	1.41	1.39	1.40	1.51	1.57	
		消費 支出	金 額 (円)	265,759	268,594	263,315	295,191	272,164
		前年同月比(名目) (%)	△ 14.2	△ 21.6	△ 8.6	3.1	△ 9.6	
		浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.12	3.38	3.45	3.40
うち平均有業人員 (人)	1.75			1.85	1.78	1.68	1.71	
実 収 入 (円)	506,238			422,320	702,303	533,666	432,610	
消費 支出	金 額 (円)			277,667	369,255	315,526	246,004	327,870
	前年同月比(名目) (%)			△ 28.1	20.7	14.9	△ 31.3	2.8
全世帯	平均世帯人員 (人)		2.86	2.96	3.10	3.07	3.19	
	うち平均有業人員 (人)		1.31	1.34	1.41	1.39	1.41	
	消費 支出		金 額 (円)	278,385	309,773	276,475	248,467	282,106
	前年同月比(名目) (%)		△ 11.4	19.2	15.3	△ 13.9	1.6	
	全国		勤労者世帯	金 額 (円)	329,949	315,194	296,653	308,818
前年同月比(名目) (%)		△ 2.4		2.8	7.2	2.1	0.0	
前年同月比(実質) (%)		△ 2.9		2.3	6.7	1.5	△ 0.8	
全世帯		消費 支出	金 額 (円)	295,929	283,056	268,802	279,197	280,320
		前年同月比(名目) (%)	△ 0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	

(注) 1 総務省統計局の家計調査による。

2 農林漁家世帯を除く結果表の原則廃止(H20.1~)に伴い、静岡県、浜松市、全国の農林漁家世帯を含む値を記載した。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	平成 30 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.54	3.53	3.60	3.57	3.54	3.49	3.41	3.44	3.30
1.84	1.95	1.92	1.87	1.94	1.89	1.92	1.74	1.69
443,182	516,181	477,360	946,153	512,255	528,133	485,624	547,972	446,736
288,500	315,654	323,408	342,611	318,006	302,756	459,022	329,644	332,889
△ 4.6	△ 14.2	15.5	11.4	2.5	1.4	42.2	13.1	5.4
3.23	3.23	3.30	3.30	3.21	3.14	3.15	3.16	3.09
1.61	1.57	1.55	1.56	1.54	1.45	1.49	1.44	1.44
251,060	299,762	270,114	321,123	288,433	263,738	370,735	283,819	296,992
△ 13.8	△ 6.5	2.4	1.8	1.6	△ 6.2	19.0	6.8	10.6
3.61	3.48	3.37	3.40	3.46	3.33	3.23	3.30	3.40
1.80	1.78	1.67	1.67	1.71	1.82	1.89	1.82	1.80
415,516	446,185	409,413	1,100,107	447,252	505,933	461,724	494,083	471,796
260,090	248,539	329,344	308,125	337,360	291,328	341,910	337,995	369,353
12.4	△ 26.0	16.3	2.5	2.9	4.2	3.2	21.7	0.0
3.25	3.21	3.06	3.20	3.15	3.00	3.00	3.06	3.04
1.51	1.53	1.38	1.44	1.43	1.46	1.42	1.40	1.32
281,650	250,738	279,888	286,837	320,281	258,126	295,833	386,613	322,320
20.4	△ 12.1	1.7	△ 6.9	13.3	2.6	3.4	38.9	4.1
295,211	313,733	301,164	352,076	317,659	289,177	334,998	334,967	312,354
△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9
△ 1.3	2.3	1.7	△ 0.5	1.7	△ 4.7	△ 1.9	0.7	△ 1.7
268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307
0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6

4 労働経済関係資料

第21表 労働経済指標

項目				年 月	平成 29年 4月	5月	6月	7月	8月
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	276,359	273,697	278,040	274,146	273,668
				前年同月比 (%)	△ 1.4	0.1	0.4	△ 0.2	0.7
			うち 所定内給与	金 額 (円)	247,872	246,421	250,864	246,791	247,321
				前年同月比 (%)	△ 1.8	0.0	0.3	△ 0.4	0.6
			一般労働者	金 額 (円)	296,691	293,590	297,448	294,144	294,839
				前年同月比 (%)※	△ 1.7	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.6	0.4
		うち 所定外給与	金 額 (円)	28,487	27,276	27,176	27,355	26,347	
			前年同月比 (%)※	1.1	1.3	1.2	2.8	1.1	
		一般労働者	金 額 (円)	36,660	34,742	34,797	34,814	33,560	
			前年同月比 (%)※	1.6	1.8	1.8	2.5	0.9	
		全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	294,971	289,051	291,520	291,266	289,345
				前年同月比 (%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4
	うち 所定内給与		金 額 (円)	268,859	264,818	267,301	267,053	265,268	
			前年同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	
	一般労働者		金 額 (円)	324,173	318,968	321,878	322,432	320,322	
			前年同月比 (%)	0.3	0.4	0.4	0.5	0.2	
うち 所定外給与	金 額 (円)	26,112	24,233	24,219	24,213	24,077			
	前年同月比 (%)	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.6	△ 1.3	0.2			
一般労働者	金 額 (円)	33,315	30,801	30,938	30,912	30,679			
	前年同月比 (%)	△ 0.8	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.3	0.2			
物 価	消費者物価 指数 (総務省統計局) (H27=100)	静岡県	前年同月比 (%)	0.6	0.5	0.2	0.3	0.6	
		浜松市	前年同月比 (%)	1.0	0.9	0.5	0.6	1.0	
		全 国	前年同月比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	
	国内企業物価指数 (日本銀行) (平成27年=100)			前年同月比 (%)	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)	159.2	147.6	161.8	156.7	146.2	
			うち所定外労働時間数(時間)	15.4	14.4	15.0	14.4	13.3	
	全国	総実労働時間数(時間)	153.1	144.7	154.2	150.5	144.5		
			うち所定外労働時間数(時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	
雇 用・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.50	1.52	1.55	1.56	1.56	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平均 (%)	2.4			2.4		
		全 国	月 別 (%)	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 賃金の前年同月比(%)は、指数(平成27年=100)によるものである。ただし、※欄は実数値比による。
 3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9月	10月	11月	12月	平成 30年 1月	2月	3月	4月	5月
275,811	277,147	276,311	277,271	272,334	274,048	271,914	277,484	272,037
1.5	1.5	0.9	△ 0.6	0.4	0.6	0.0	0.4	△ 0.6
247,787	249,318	247,985	249,853	247,061	248,010	245,830	250,023	247,122
0.6	1.3	0.9	△ 0.1	0.7	1.2	0.4	0.9	0.3
295,258	297,104	294,682	298,810	299,574	301,187	299,548	300,330	297,464
0.3	0.6	0.5	0.1	2.1	2.7	1.9	1.2	1.3
28,024	27,829	28,326	27,418	25,273	26,038	26,084	27,461	24,915
9.3	2.4	2.0	△ 4.9	△ 3.5	△ 4.3	△ 3.7	△ 3.6	△ 8.7
35,721	35,363	36,162	35,136	32,643	33,760	33,774	35,261	32,129
8.8	1.9	1.6	△ 4.8	△ 1.8	△ 3.2	△ 3.0	△ 3.8	△ 7.5
291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656
0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	1.2
267,076	266,571	266,047	266,043	265,610	265,310	268,427	270,683	268,268
0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	1.3
322,279	322,459	321,560	322,103	321,944	322,033	325,053	326,264	322,443
0.5	0.4	0.3	0.3	0.7	0.5	1.0	0.7	1.1
24,022	25,014	25,791	25,888	24,341	24,655	25,355	25,891	24,388
△ 0.5	△ 1.5	0.6	0.1	△ 1.4	△ 2.1	0.1	△ 0.8	0.6
30,665	32,048	33,030	33,132	31,064	31,678	32,468	33,059	30,973
△ 0.6	△ 1.1	0.7	0.4	△ 1.4	△ 2.2	0.3	△ 0.8	0.6
0.8	0.1	0.5	1.3	1.6	2.2	1.6	0.9	0.9
0.9	0.8	0.8	1.3	1.7	1.9	1.6	0.7	0.9
0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7
3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7
155.8	155.1	158.4	155.2	139.2	147.8	148.2	155.3	146.8
15.0	15.0	15.7	14.8	12.3	13.4	13.1	13.7	13.5
148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6
12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4
1.57	1.59	1.60	1.61	1.61	1.65	1.66	1.68	1.70
1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60
		2.2			1.9		1.7	
2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2

5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した平成 29 年のラスパイレス指数は、第 23 表のとおり、国を 100.0 とした場合に 103.1 と全国第 1 位となっているが、平均給与月額については第 24 表のとおり全国第 13 位である。

第 22 表 平均給与月額の状況

(総務省 平成 29 年地方公務員給与実態調査結果)

団 体	静 岡 県	国
平均年齢	42.5 歳	43.6 歳
平均給与月額	374,264 円	410,719 円
平均給料月額	336,000 円	330,531 円
諸手当	38,264 円	80,188 円
地域手当	13,700 円	42,230 円
その他手当	24,564 円	37,958 円

- (注) 1 平均給与月額とは、基本給である平均給料月額と月ごとに支払われることとされている地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。
- 2 諸手当のうち地域手当は、地域によって支給率が異なり(0~20%)、本県は全県一律で 3.7% を支給している。
- 3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる。

第 23 表 平均給料月額により算出したラスパイレス指数の全国順位

(総務省 平成29年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団 体 名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静 岡 県	42.5	103.1
2	神 奈 川 県	43.3	102.9
3	三 重 県	44.0	102.2
4	東 京 都	41.5	101.6
4	大 阪 府	42.3	101.6
7	秋 田 県	42.8	101.5
7	愛 知 県	42.0	101.5
9	栃 木 県	43.1	101.4
9	福 岡 県	43.2	101.4
参考	国	43.6	100.0

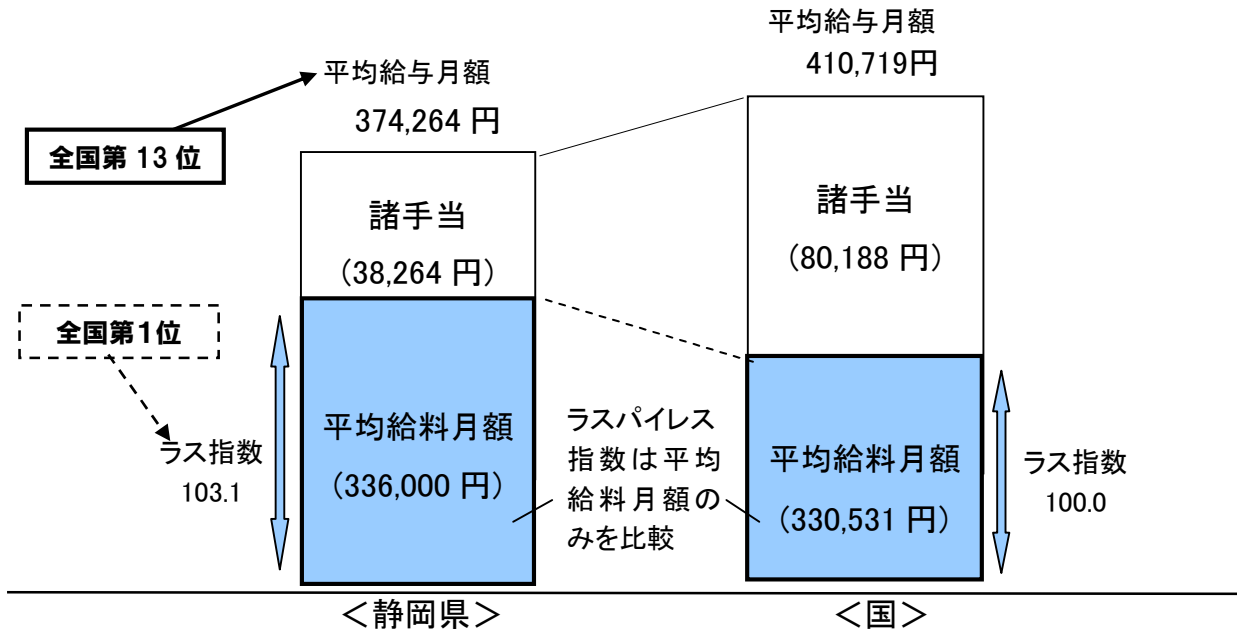
- (注) ラスパイレス指数は、職員を学歴別、経験年数別に区分し、県の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出する県の仮定給料総額(県の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を、国の実俸給総額で除して得る加重平均により算出。

第 24 表 平均給与月額による全国順位

(総務省 平成 29 年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	神奈川県	43.3	396,739円
2	東京都	41.5	395,942円
3	兵庫県	44.6	391,934円
4	愛知県	42.0	384,611円
5	広島県	44.3	384,254円
⋮	⋮	⋮	⋮
13	静岡県	42.5	374,264円
参考	国	43.6	410,719円

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



(ラスパイレス比較イメージ)

※ラスパイレス指数においては、国家公務員の職員構成を基に給料総額を算出し、比較している。

大卒経験	国家公務員			地方公務員			
	人数 a	給料 b	総額 a*b	給料 c	総額 a*c	人数 d	総額 c*d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数 $4,030 / 4,000 * 100 = 100.75$

実際の支給総額

6 人事院勧告の概要

【給与勧告の骨子】

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的（現行の民間給与との比較方法等）
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査（完了率 88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655 円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940 円平均年齢 43.5 歳]

[俸給 583 円 はね返し分(注) 72 円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.40 月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても 1,000 円程度の改定。その他は 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.90月 (支給済み)	0.95月 (現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上の職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

【定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子】

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 長時間労働の是正

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

3 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討